

教 県 第 1 1 7 7 号  
平成 2 3 年 3 月 1 8 日

各市町村教育委員会教育長 }  
各 県 立 学 校 長 } 様  
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（平成 2 3 年埼玉県教育委員会規則第 9 号）」が平成 2 3 年 3 月 1 8 日に公布され、別紙のとおり平成 2 3 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

改正の概要等は下記の通りです。つきましては、事務の取扱いを適切に処理するようお願いいたします。

記

1 改正の概要

- (1) 病気休暇の通算規定を整備し、連続する 8 日以上 of 病気休暇期間を使用した職員が復帰後実勤務日数が 2 0 日に達するまでの間に、再び病気休暇を使用したときは、前後の病気休暇の期間は連続しているものとみなすこととする。（第 1 1 条第 2 項関係）
- (2) 例外的に 9 0 日を超えて病気休暇を取得できる場合とその期間を規定する。（第 1 1 条第 3 項関係）
  - ア 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合 その療養に必要な期間
  - イ 臨時的任用に係る職員及び条件附採用期間中の職員が負傷し、又は疾病にかかった場合 その療養に必要な期間
  - ウ 定期的に通院加療を行うことが医学的にみて明らかに必要と判断された場合で断続的に病気休暇を使用することにつき、県教育委員会が人事委員会と協議してその療養を必要と認める場合 その療養に必要な期間
  - エ 病気休暇の期間中に異なる負傷、疾病となった場合 異なる負傷、疾病となった日から 9 0 日までの期間内
  - オ 9 0 日の病休後、実勤務日数が 2 0 日に達する日までの間に、異なる負傷、疾病

のため再度の病気休暇となった場合 再度の病気休暇は90日までの期間内

(3) 病気休暇の単位は、1日又は1時間とすることとする。病気休暇の期間計算において、1日に満たない病気休暇を使用した日も1日とみなすこととする。（第11条第5項関係）

(4) 埼玉県立高等学校管理規則の規定の整備を行う。（附則関係）

## 2 施行期日

平成23年4月1日